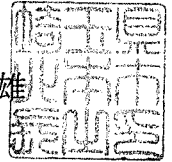




北都下発第134号
令和元年10月18日

北本市下水道事業審議会
会長 秋葉 清 様

北本市長 三宮 幸 雄



諮 問 書

北本市執行機関の附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

1 下水道使用料の改定について

<理由>

本市の下水道事業は、平成29年4月に地方公営企業法の財務規定等の適用による公営企業会計へ移行し、かつ中長期的な計画である北本市公共下水道事業経営戦略の策定により、経営の健全化に向けた取り組みを進めています。

経営の健全化のためには、経費の削減に加えて、下水道使用料収入の確保が欠かせません。

本市では、これまで、平成16年度、平成21年度と2回、使用料の改定を行いました。また、平成25年度の審議会において使用料改定に関する答申を頂きましたが、消費税増税による利用者負担が重なることから、使用料改定を見送った経緯があります。

今後、水洗化人口の減少等が見込まれる中、適正な事業運営のための安定した収入源を確保するため、下水道使用料の改定について御審議いただきたく諮問するものです。